

政令第二百二十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「三十人」を「十一人」に改める。

附則第二十六項中「令和八年三月三十一日までの間は、」を削り、「百三人」を「次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める人員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 令和九年三月三十一日までの間 九十二人
- 二 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間 七十七人
- 三 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間 六十六人

附則第二十七項及び第二十八項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「福岡県警察及び」を削り、「別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに」を「別表第二沖縄県の項及び」に、「福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ」を「三人を」に改める。

附則第三十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

北海道	五人
宮城県	五人
秋田県	七人
山形県	一人
東京都	九八人
神奈川県	二四人
新潟県	九人
山梨県	二人

岡山県	島根県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	愛知県	岐阜県	石川県	静岡県	長野県
一人	四人	八人	二人	六人	一二人	一四人	二人	一人	八人	三人	七人	三人

鹿児島県	一人
宮崎県	三人
大分県	一人
長崎県	九人
高知県	二人
香川県	三人
広島県	五人

附則第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第二茨城県の項中「四、八二六人」を「四、八三六人」に改め、同表埼玉県の項中「一一、五四八人」を「一一、七二三人」に改め、同表千葉県の項中「九、七二三人」を「九、七二七人」に改め、同表神奈川県

の項中「二五、三一七人」を「二五、三六七人」に改め、同表新潟県の項中「四、一四一人」を「四、一五一一人」に改め、同表長野県の項中「三、四〇四人」を「三、四〇九人」に改め、同表静岡県

の項中「六、二二一人」を「六、二二六人」に改め、同表滋賀県の項中「二、三〇六人」を「二、三六六人」に

改め、同表奈良県の項中「二、四五八人」を「二、四六三人」に改め、同表岡山県の項中「三、四五四人」を「三、四六二人」に改め、同表福岡県の項中「一〇、八六〇人」を「一〇、九二五人」に改め、同表熊本県の項中「三、〇四七人」を「三、〇五四人」に改め、同表沖縄県の項中「二、七五三人」を「二、八二三人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、茨城県警察等の地方警察職員たる警察官の定員の基準を改める等の必要があるからである。